認定管理計画に係る軽微な変更届

　　年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
| 申請者（管理者等）の連絡先 |  |

下記の認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第１条の９に規定する軽微な変更について、岡崎市マンション管理計画の認定に関する要綱第６条の規定により届け出ます。

記

１　管理計画の認定コード

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  | － |  |  | － |  |  |  |  |  | － |  |  |

２　管理計画の認定年月日

年　　月　　日

（変更の認定や更新の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日）

３　認定に係るマンションの名称

４　認定に係るマンションの所在地

５　変更の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 変更内容 |
| 長期修繕計画 | 修繕の内容※１ |  |
| 修繕の実施時期※１ |  |
| 修繕資金計画※２ |  |
| 管理者等※３ | |  |
| 監事 | |  |
| 規約※４ | |  |

（注意）

１　表中※１については、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないものに限ります。

２　表中※２については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限ります。

３　表中※３については、２以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更（法第５条の４の認定（法第５条の７第１項の変更の認定を含む。）又は法第５条の６第１項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限ります。

４　表中※４については、監事の職務及び省令第１条の５第４号に掲げる事項の変更を伴わないものに限ります。

５　認定申請及び変更認定申請を行った際の申請書の添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

６　省令第１条の９に規定する軽微な変更に該当しない管理計画の変更のときは、法第５条の７の規定に基づき、変更認定申請を行ってください。